

四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市出身者の移住及び定住の促進を図るため、高知県外からUターンする際の引越し費用を予算の範囲内において補助することについて、四万十市補助金等交付規則(平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「Uターン」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、本市に5年以上の居住歴のあるものが、定住の意思を持って再び本市へ移住することをいう。

- (1) 市内に住所を有していない者であって、高知県外に1年以上居住しているもの
- (2) 市内に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、市内に住所を有する前に高知県外に1年以上居住していたもの
- (3) 高知県外に所在する大学又は専修学校等に1年以上在学した者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に定住する意思のあるUターン者
- (2) 令和5年4月1日以降に引越し、本市に転入した者
- (3) 本市又は近隣市町村の企業等に就業し、又は起業した者(就業先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う場合も含む。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則(平成24年四万十市規則第7号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
- (2) 高知県税又は四万十市税の滞納がある者
- (3) 転勤又は入学若しくは通学の理由により本市へ転入する者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による公的扶助を受けている者
- (5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者(当該交付の際に同居していた者を含む。)
- (6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付の対象として、市長が適当でないとする者

(交付要件等)

第4条 補助金の交付要件、対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金額及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の決定通知を受けたときは、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付請求書(様式第3号)により市長に補助金の交付を請求

するものとする。

2 市長は、前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて四万十市Uターン促進引越支援事業補助金返還命令書(様式第5号)により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項に該当する者がやむを得ない特別の事由があると認める場合は、当該補助金の返還を免除することができる。

(調査等)

第11条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(整備保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした書類、帳簿等を備えるとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

交付要件	補助対象経費	補助金額	補助限度額
(1) 補助金の交付の申請は、本市への転入日（住民票異動日）から1年以内であること。 (2) 本市の実施する移住支援事業において、移住支援登録をしていること。 (3) 四万十市への転入日から5年間は、本市に居住する見込みであること。	引越し事業者や運搬事業者に依頼して行う、県外からのUターンに係る荷物の運搬に要する経費（事業者を支払った費用）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）	50,000円

別表第2（第10条関係）

四万十市への転入日からの経過年数	返還（納付）額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

四万十市長 様

申請者 郵便番号 ー
住所
ふりがな
氏名
電話番号（ ） ー
生年月日

四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付申請書

四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請金額 _____ 円
※引越経費に2分の1を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額

2 事業計画書

移住先住所	四万十市		
移住前住所			
過去の 本市の 居住歴	住所	四万十市	
	本籍地		
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
転入日	年 月 日	世帯人数	人
移住先の居住 物件情報	<input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 空き家バンク仲介物件 <input type="checkbox"/> 民間不動産会社仲介物件 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
引越日	年 月 日 ~ 年 月 日		
引越経費	円（事業者を支払った費用）		
荷物運送者	名称		電話番号
	住所		

3 添付書類

- ①誓約書（別紙1）
- ②移住者の世帯全員の住民票
- ③四万十市で5年以上の居住歴があること及び高知県外に1年以上住んでいることが確認できる戸籍の附票等
- ④高知県税及び四万十市税の滞納がないことが分かる証明書
- ⑤補助対象経費の支払いを証明する書類（事業者からの領収書等）
- ⑥就業又は起業の確認ができる書類（就業先企業等の就業証明書、開業届出済証明書等）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

別紙1（様式第1号関係）

誓 約 書

四万十市長 様

私は、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金の申請にあたり、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 私は、補助事業完了後、四万十市民として5年以上定住する意思をもって居住することを誓約します。
- 2 私及び同居者は、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないことを誓約します。また、私及び同居者が排除措置対象者でないことを中村警察署に照会することを承諾し、契約後に該当することが判明した場合、許可の取り消し等の市が行う一切の措置及び当方が被る不利益について、異議の申し立てを行いません。
- 3 上記事項に違反すること又は事実と相違することがあったときは、四万十市から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します。

年 月 日

(申請者)

住 所 _____

氏 名 (自署) _____

(同居人)

住 所 _____

氏 名 (自署) _____

様

四万十市長



四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付の申請があった四万十市Uターン促進引越支援事業補助金については、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定金額

円

2 補助金交付条件

- (1) 四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還させることがある。

年 月 日

四万十市長 様

請求者 郵便番号 ー
住所
ふりがな
氏名
電話番号 () ー

四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により決定通知を受けた四万十市Uターン促進引越支援事業補助金について、下記のとおり四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 出張所 支所
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号
ふりがな		
口座名義		

※口座名義人は、請求者と同一であること。

第 年 月 日
第 号

様

四万十市長



四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した四万十市Uターン促進引越支援事業補助金については、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を取り消しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の取消金額 円
- 2 補助金の取消理由

様式第5号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

四万十市長



四万十市Uターン促進引越支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を取り消した四万十市Uターン促進引越支援事業補助金について、四万十市Uターン促進引越支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 補助金返還金額 円

(1) 金額算定表

交付決定金額	円
既交付金額	円
取消金額	円
返還金額	円

(2) 返還方法

2 返還期限 年 月 日